

改正介護保険における「新しい地域支援事業」の
介護予防・日常生活支援総合事業
について

東北福祉大学 総合福祉学部 高橋誠一
2016年3月18日 名取市

1

2015年4月の 介護保険制度改正のポイント

- 地域特性に応じた「地域包括ケアシステム」
 - 介護が必要になっても地域で自分らしく暮らし続けられるために
 - 2025年を目標にケアシステムの構築へ
- 介護予防は地域づくりの副産物
 - 介護予防 × 社会参加 × 生活支援 ← 地域づくり

**これまでの
介護予防の姿**



**これからの
介護予防の姿**

**要介護状態にならない
介護予防**

要介護予備群

身体・精神機能の向上

介護予防サービス
(1次・2次予防)

**地域で暮らし続けるための
生活支援**

すべての高齢者

社会参加

居場所・
つどいの場・支え合い

対象

めざすもの

サービス・
活動

2

新しい地域支援事業 －従来型の介護予防から 地域づくりによる生活課題の支援へ－

- 新しい地域支援事業の両輪とは
- 「介護の社会化」から「地域社会の福祉化」へ
- 求められる地域福祉の視点
- トップダウンではなく住民主体で推進

地域づくりのためのツール

新しい地域支援事業

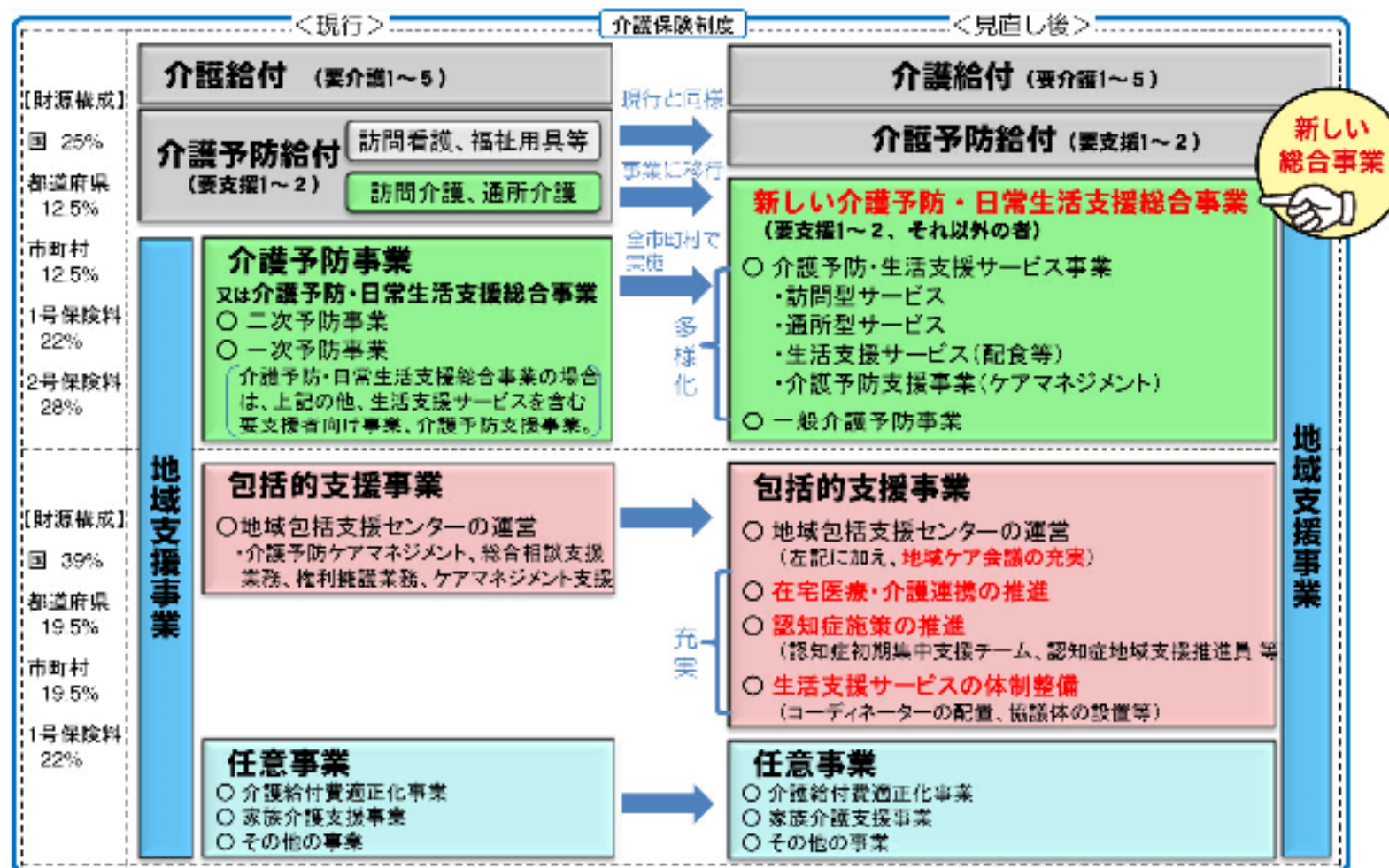
新しい総合事業

介護予防・生活支援サービス事業
一般介護予防事業

生活支援サービスの 体制整備 (包括的支援事業)

生活支援コーディネーター
協議体

図2. 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



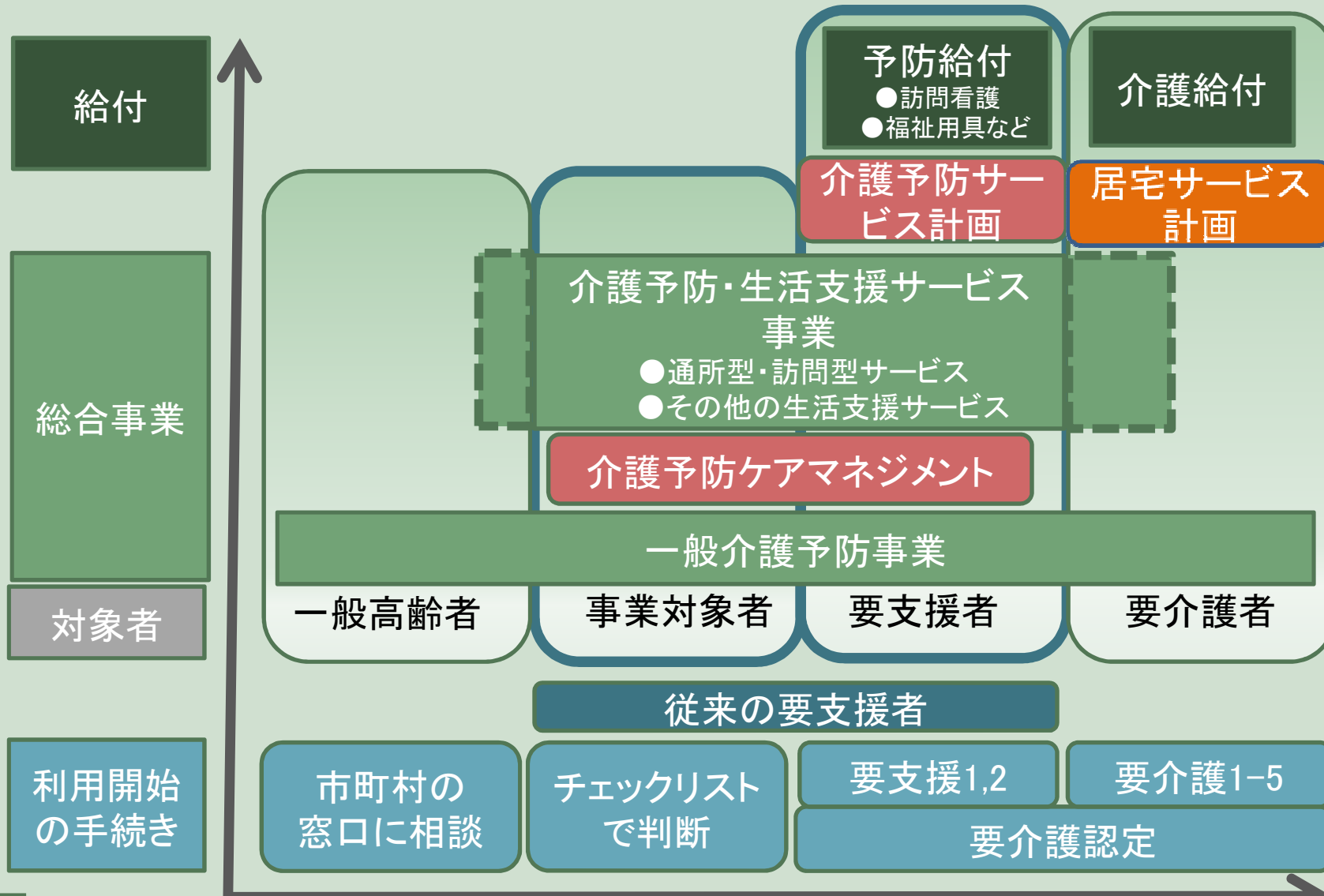
「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」厚生労働省 2015.6.5 に一部編集

3

新しい総合事業 —地域に応じた柔軟な基準づくり—

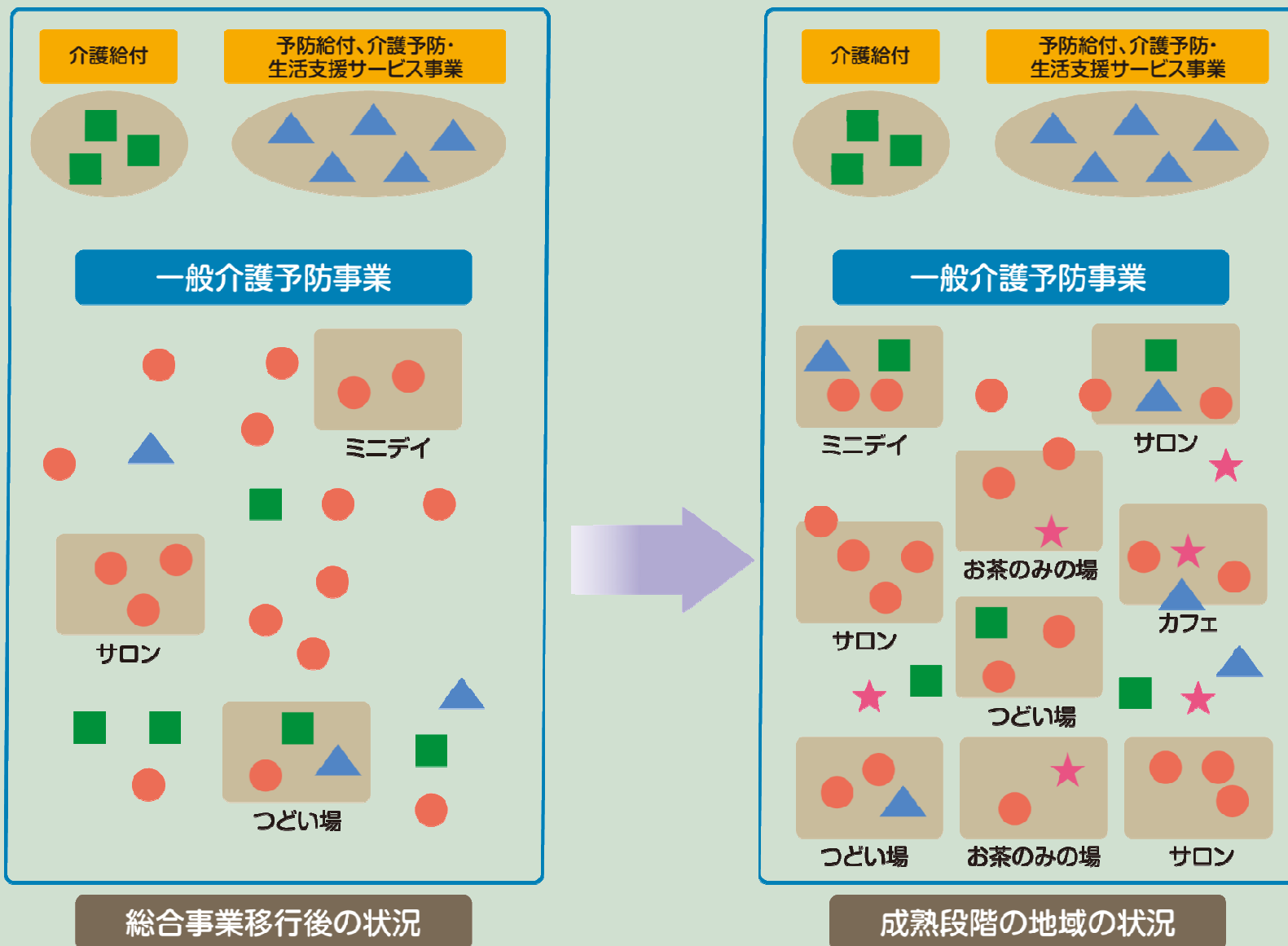
- 新しい総合事業とは
- 地域の側から提案する
- サービスの類型はあくまで例示
- 全国一律でなく地域の実情に合わせる

総合事業と給付の概要



ガイドライン「表19総合事業でのサービス可能性」によりサービス対象とできる場合(p.132)

地域包括ケアシステムにおける地域づくりのあり方



● 一般高齢者 ▲ 虚弱高齢者 ■ 要介護者 ★ 障害者・生活困窮者・子ども

図3-2. サービスの類型

○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す。

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	<ul style="list-style-type: none"> ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 		<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当		多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護		② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練		ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。		○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定		事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託
基準	予防給付の基準を基本		人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者		主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

図3-3. 介護保険制度の改正による新しい総合事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)との関係

サービス サービス内容		介護保険事業の該 当の可否・該当す るサービス種別		対象者	事業の 実施方法	市町村の負担方法	その他
買い物支援	買い物代行や 動向	○	訪問型サービ ス A/B	要支援 1~2 事業対象者	事業者指定 委託 補助(助成)	(指定)国保連經由 (委託)包括払い、出来 高払い (補助)間接経費等の一 部を補助	事業者指定を行い、国保連經由で支払いを行う場合 は、限度額管理も行われるところ、高齢者本人に対する 支援という位置づけであるため、現在の要介護者への 訪問介護と同様に、家族の部屋の掃除等は不可。
	配達、移動販 売	×	—	—	—	—	市町村が地域の実情に応じて、「その他生活支援サー ビス」として見守りを兼ねた配達等を認める場合があり える
	地域商店の運 営	×	—	—	—	—	市町村が地域の実情に応じて、通所型サービスBや一 般介護予防事業の「地域介護予防活動支援事業(通い の場関係)」の場で、日用品の販売等を認める場合があり える
家事支援	ゴミ出し、清掃 等	○	訪問型サービ ス A/B	要支援 1~2 事業対象者	事業者指定 委託 補助(助成)	(指定)国保連經由 (委託)包括払い、出来 高払い (補助)間接経費等の一 部を補助	事業者指定を行い、国保連經由で支払いを行う場合 は、限度額管理も行われるところ、高齢者本人に対する 支援という位置づけであるため、現在の要介護者への 訪問介護と同様に、家族の部屋の掃除等は不可。
	庭木の剪定	△	訪問型サービ ス B	要支援 1~2 事業対象者	補助(助成)	(補助)間接経費等の一 部を補助	
雪かき、 雪下ろし	屋根の雪下ろ し、雪よせ	△	訪問型サービ ス B	要支援 1~2 事業対象者	補助(助成)	(補助)間接経費等の一 部を補助	雪おろし、除雪は H17 年に軽度生活援助事業として実 施されていたものが一般財源化されているため、指定 や委託の形では実施できない。雪下ろし等を含め地 域のニーズを踏まえた生活支援サービスを提供してい る団体の活動に着目し、その活動の維持に係る間接経 費等の一部を補助するものである。

送迎サービス	通院等をする場合における送迎前後の付き添い	○	訪問型サービスD	要支援 1～2 事業対象者	補助	間接経費の一部等を補助	(移送に関する直接経費は対象外)
	通所型サービスBにおいてその送迎のみ別主体で実施する場合	○	訪問型サービスD	要支援 1～2 事業対象者	補助	立ち上げ経費や活動費用等に対する補助	
外出支援サービス	コミュニティバスの運行等	×	—	—	—	—	三位一体の改革で一般財源化された「外出支援サービス事業」は対象外
配食サービス	弁当宅配、給配食サービス(調理)	○	その他の生活支援サービス	要支援 1～2 事業対象者	事業者指定 委託 補助(助成)	(指定)国保連経由 (委託)包括払い、出来高払い (補助)間接経費等の一部を補助	食材料費などの実費は報酬の対象外 ※まず市場におけるサービス提供の活用を前提として、市場では提供されないサービスを提供するもの。
見守り、声かけ	戸別訪問等	○	その他の生活支援サービス	要支援 1～2 事業対象者	委託・補助 (助成)	(委託)包括払い、出来高払い (補助)間接経費等の一部を補助	市町村が地域の実情に応じて事業内容は定めていくが、住民主体の声かけ、見守りが基本
交流	住民主体による通いの場、高齢者サロンの運営	○	通所型サービスA/B	要支援1～2 事業対象者	事業者指定 委託 補助(助成)	(指定)国保連経由 (委託)包括払い、出来高払い (補助)間接経費等の一部を補助	食事代等の実費は報酬の対象外(利用者負担) (補助の場合) 通いの場には、障害者や子どもなども加わることができる。一般介護予防事業と異なり要支援者等を中心に定期的な利用が可能な形態を想定
		○	一般介護予防事業	要介護者 要支援者 事業対象者 一般高齢者	委託・補助 (助成)	(委託)包括払い、出来高払い (補助)間接経費等の一部を補助	市町村が介護予防に資する取組としたものが実施される。 食事代等の実費は報酬の対象外(利用者負担) (補助の場合) 通いの場には障害者や子どもなども加わることができる

4

生活支援コーディネーター〈地域
支え合い推進員〉

と

地域が元気になる協議体

	目的	主な構成員
地域 ケア会議	個別の要介護者 の課題解決	専門職・機関・ 行政等＋住民
協議体	支え合いの 地域づくり	住民が主体。専門 職・機関・行政等 は側面から支援

協議体の構成メンバーとなる 可能性のある団体・個人

ボランティア・地域活動者、町内会・自治会・行政区、まちづくり協議会、民生委員児童委員協議会、地区社協、納税組合、安全協会、子ども会、老人会、女性会、水利組合、商店会、社会福祉法人、農協・生協・漁協の生活班、マンション管理組合、消防団、郵便局、病院、新聞配達店、宅配業者、商店、理美容室、移動販売車、タクシー業者 など

図5-1. コーディネーターと協議体の位置づけ

生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)

○高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者を「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」(以下「コーディネーター」という)とする。

協議体

○市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークを「協議体」とする。

コーディネーターと協議体によるコーディネート機能の考え方

○日常生活ニーズ調査や地域ケア会議等により、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握していくことと連携しながら、地域における以下の取り組みを総合的に支援・推進する。

- ① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ
- ③ 関係者のネットワーク化
- ④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- ⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発
(担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能)
- ⑥ ニーズとサービスのマッチング

○コーディネート機能は、概ね以下の3層で展開されることが考えられるが、生活支援体制整備事業は第1層・第2層の機能を充実し、体制整備を推進していくことが重要

- ・第1層 市町村区域で①～⑤を中心に行う機能
- ・第2層 日常生活圏域(中学校区域等)で、第1層の機能の下、①～⑥を行う機能
- ・第3層 個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能

5

地域づくりにおける 資源開発・立ち上げ支援

- 福祉の地域づくりの木
- まず、みんなで地域にあるもの「宝物」を探し、地域のよいところを生かしていく
- 地域に根付いた生活支援、介護サービス

図8-2. 市町村による新しい地域づくりの推進(生活支援・介護予防の充実)

- 市町村が中心となってコーディネーターと連携しつつ、生活支援サービスの充実、介護予防の推進等を図ることにより、高齢者が利用可能な多様なサービスが地域で提供される。
- 高齢者の中には事業の担い手となる者も出現。これは介護予防にもつながる。
⇒ 高齢者を中心とした地域の支え合い(互助)が実現。

市町村が中心となって企画・立案

地域資源の開発
(例)
・ボランティアの発掘・養成・組織化

→ ボランティアは生活支援・介護予防の担い手として活動。高齢者の困り事の相談の対応等も実施。(コーディネーターとも連携)

・生活支援・介護予防の立ち上げ支援

介護予防・生活支援の充実

多様な通いの場
(例) ・サロン
・住民主体の交流の場
・コミュニティカフェ
・認知症カフェ
・ミニデイサービス
・体操教室
・運動・栄養・口腔ケア等の教室

多様な生活支援
(例) ・ゴミ出し
・洗濯物の取り入れ
・食器洗い
・配食
・見守り
・安否確認

- 研修を受けたボランティアが地区の集会所で介護予防教室を運営。
- 小規模多機能居宅介護に交流施設を併設。地域のサロンとして活用。子どもとの交流も実施。
- 研修を受けたボランティアが高齢者と一緒に洗濯物を取り入れる等生活行為の自立を支援。
- 地域活性化を推進するNPOが地域に配食サービスを展開。
- 交番、金融機関、コンビニ等幅広い関係機関が連携し、認知症の高齢者の見守り体制を構築。

連携・協力

コーディネーター・協議体

参加・活用
(担い手となる
高齢者も出現)

支援を要する高齢者

福祉の地域づくりの木

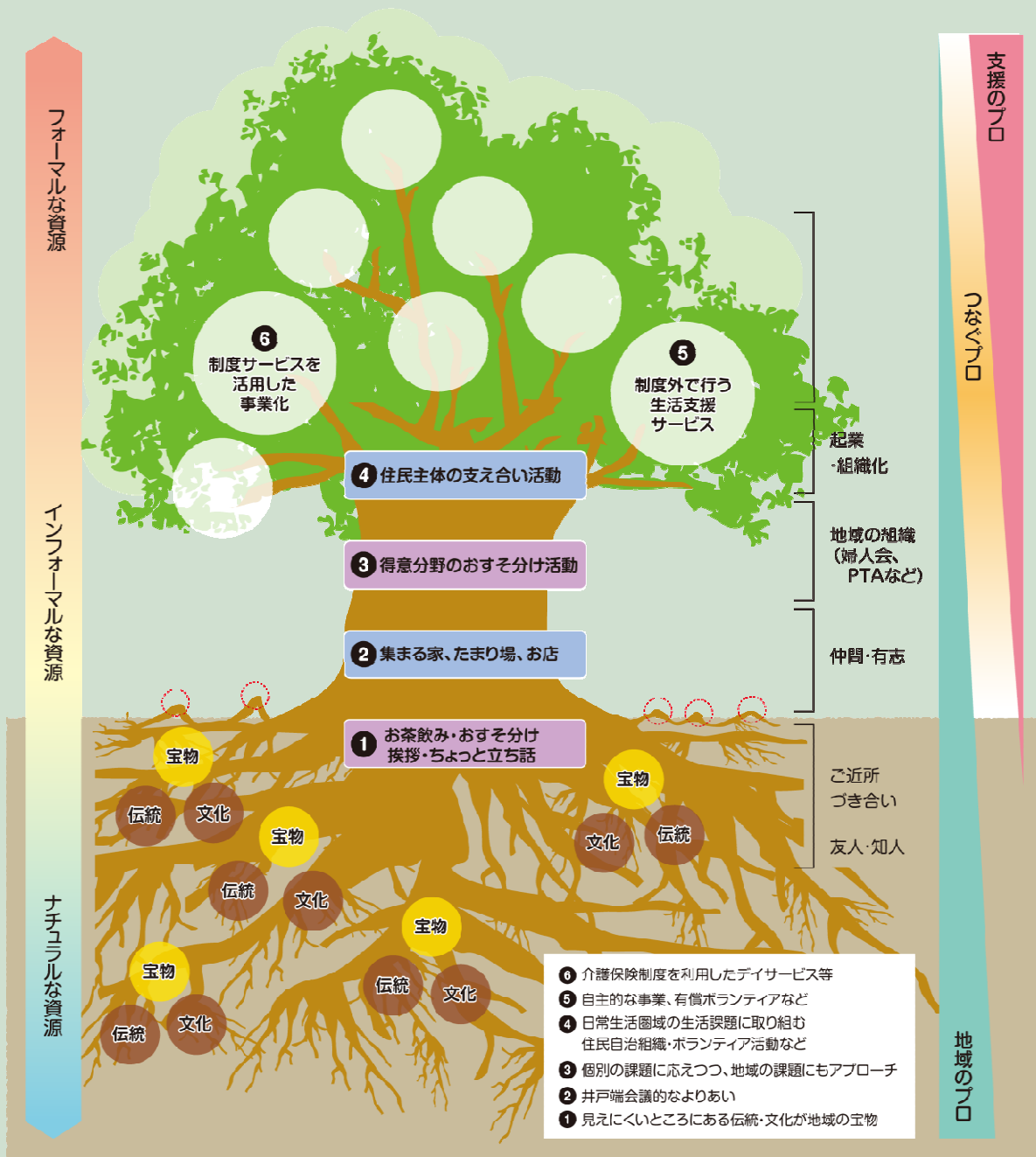
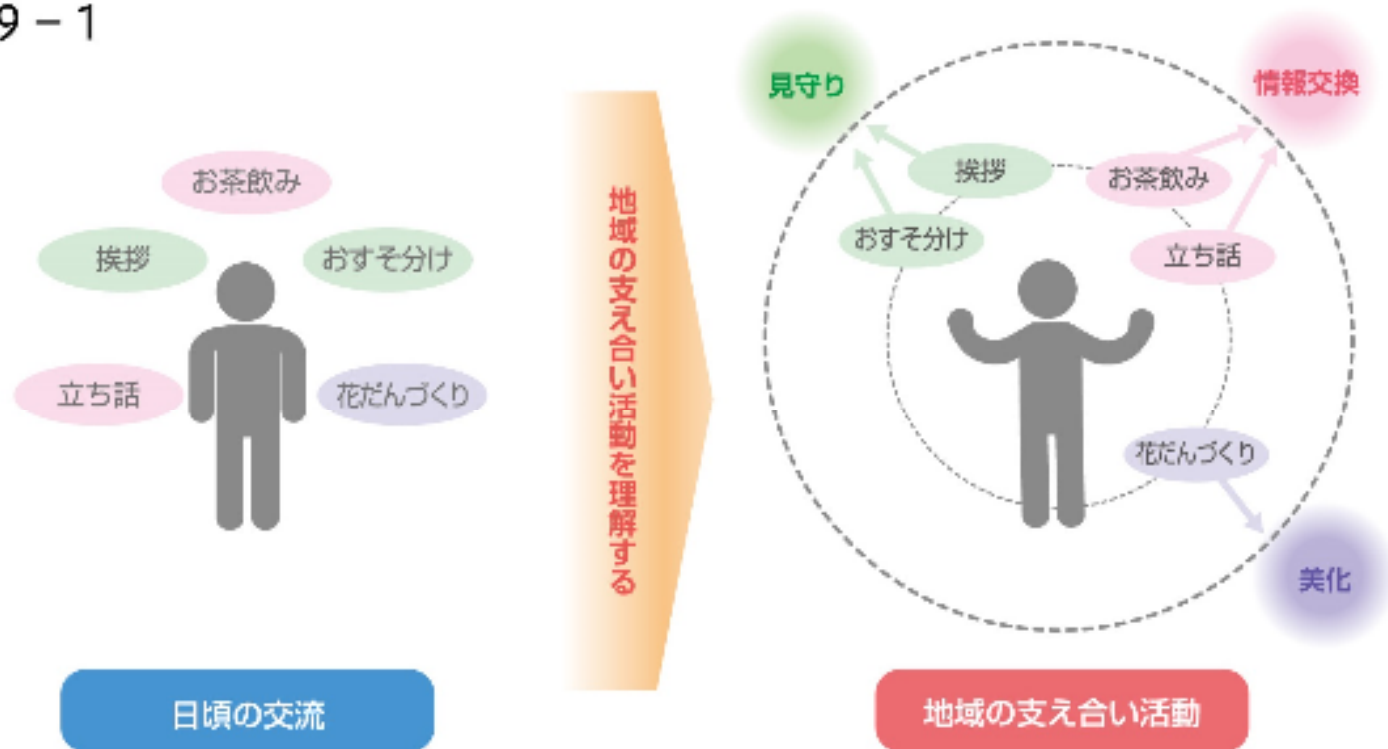


図9-1



「地域でともに暮らすための支え合い活動・サービスのすすめ」CLC 2014.12 に編集

図9-3. 地域支え合い活動の「メニュー」の例

分類	活動例
つながり・ネットワーク支援	お茶会、食堂、貸室、サロン（ミニデイ）、情報提供、広報紙発行、I・Uターン支援、空き家・廃校活用、当事者の会づくり、サロンづくり、介護者支援、地域の計画づくり
日常生活支援	買い物支援、配食、移送、外出支援、ヘルプサービス、見守り、商店、移動販売、配達
社会生活支援	緊急一時支援（泊まりなど）、農林水産の作業支援、便利屋、見送り（葬式）支援、雇用創出、生活相談、環境美化、余暇支援、社会参加支援
観光	都市と農村交流、宿泊施設
子育て支援	食育、学習支援、子育て支援、子どもの居場所づくり
防災	自主防災、防犯、SOSネットワーク、見守り
商品化	食品加工、オリジナルグッズの開発・販売、介護用品開発

「地域でともに暮らすための支え合い活動・サービスのすすめ」CLC 2014.12

改正介護保険における
「新しい地域支援事業」の

生活支援コーディネーター 〈地域支え合い推進員〉 と 協議体

高橋 誠一・大坂 純・志水 田鶴子 編
東北福祉大学教授 仙台貨物大学大学院教授 仙台貨物大学大学院教授

吉田 昌司 監修
秋田県立大学地域連携推進課長



参考文献



改正介護保険における「新しい地域支援事業」の
生活支援コーディネーター〈地域支え合い推進員〉と協議体

編者 高橋 誠一・大坂 純・志水 田鶴子

監修者 吉田 昌司

発行日 2015年7月25日

発行所 全国コミュニティライフサポートセンター (CLC)

〒981-0932 宮城県仙台市青葉区木町16番30号

シンエイ木町ビル1F

TEL 022-727-8730 FAX 022-727-8737

<http://www.clc-japan.com/>

編集 七七舎

制作・印刷 東北紙工株式会社

ISBN978-4-904874-40-0

※本書の無断複写・複製・転載を禁じます。